

平成26年度下半期財政状況

問合先 財政課財政担当

市の財政状況については、毎年2回定期的にお知らせしています。

今回は、26年度上半期(4月～9月)の収支状況に下半期(10月～3月)の状況を加えた数値をお知らせします(公表した数値は平成27年3月31日現在のものです)。

なお、26年度の一般会計当初予算額は185億7000万円です。これに14億5756万円を追加し、最終予算額は200億2756万円となりました。また、市の会計では5月末日までが現金の収入・支出を整理する期間ですので、今回公表する額は決算額とは異なります。26年度決算額は市議会での決算認定後、あらためてお知らせします。

※各数値の万円未満は四捨五入の上、端数処理しています。

一般会計

歳入 198億1252万円が収入済で、98.9%の収入率となっています。

| | 予算額 | 収入済額 | 収入率(%) | 収入の種類 |
|-----------|------------|------------|--------|---------------------------------|
| 市 税 | 96億2995万円 | 97億4813万円 | 101.2 | 市民税、固定資産税など |
| 地方消費税交付金 | 6億7600万円 | 6億7707万円 | 100.2 | 県の地方消費税収入の中から市に対して交付されるお金 |
| 地方交付税 | 13億1063万円 | 15億3113万円 | 116.8 | 市の財政状況に応じて国から交付されるお金 |
| 分担金及び負担金 | 2億5623万円 | 2億3276万円 | 90.8 | 市が行う特定の事業により利益を受けた方から負担していただくお金 |
| 国 県 支 出 金 | 39億7721万円 | 35億9254万円 | 90.3 | 市の特定の事業のために国・県から支出されるお金 |
| 繰 越 金 | 8億9332万円 | 8億9332万円 | 100.0 | 前年度から繰り越したお金 |
| 市 債 | 12億1176万円 | 11億1776万円 | 92.2 | 大きな事業などを行うために市が借り入れるお金 |
| そ の 他 | 20億7246万円 | 20億1981万円 | 97.5 | 地方譲与税、繰入金など |
| 合 計 | 200億2756万円 | 198億1252万円 | 98.9 | |

歳出 183億5386万円が支出済で、91.6%の執行率となっています。

| | 予算額 | 支出済額 | 執行率(%) | 支出の種類 |
|-------|------------|------------|--------|---------------------------------|
| 総 務 費 | 32億8027万円 | 28億7020万円 | 87.5 | 住民窓口、課税徴収、IT化など市の総括的な事務にお金 |
| 民 生 費 | 77億5555万円 | 72億4010万円 | 93.4 | 高齢者、児童、障害者などの福祉全般の事務・事業にお金 |
| 衛 生 費 | 13億7085万円 | 13億 377万円 | 95.1 | 保健衛生、公害対策など安全で衛生的な生活のために使うお金 |
| 土 木 費 | 22億3009万円 | 20億5552万円 | 92.2 | 道路、公園整備などに使うお金 |
| 消 防 費 | 9億3909万円 | 9億3540万円 | 99.6 | 消防や災害対策に使うお金 |
| 教 育 費 | 22億9663万円 | 19億7363万円 | 85.9 | 学校運営の費用や公民館、スポーツなど教育全般の事務・事業にお金 |
| 公 債 費 | 14億 972万円 | 14億 832万円 | 99.9 | 市債を返済するために使うお金 |
| そ の 他 | 7億4536万円 | 5億6692万円 | 76.1 | 議会費、労働費、農林水産業費、商工費など |
| 合 計 | 200億2756万円 | 183億5386万円 | 91.6 | |

補正額

| 補正額 | | | |
|-----|----|-----|-----------|
| ① | 補正 | 第1号 | 1億3813万円 |
| ② | 補正 | 第2号 | 7634万円 |
| ③ | 補正 | 第3号 | 1億5575万円 |
| ④ | 補正 | 第4号 | 5億9504万円 |
| ⑤ | 専決 | 第1号 | 3842万円 |
| ⑥ | 専決 | 第2号 | 7589万円 |
| ⑦ | 専決 | 第3号 | 2605万円 |
| ⑧ | 補正 | 第5号 | 1億8689万円 |
| ⑨ | 専決 | 第4号 | 9873万円 |
| ⑩ | 補正 | 第6号 | △9655万円 |
| ⑪ | 補正 | 第7号 | 1億6287万円 |
| 合計 | | | 14億5756万円 |

特別会計

各特別会計の収入支出の状況は、次のとおりです。

| 特別会計 | 予算額 | 収入済額 | 収入率(%) |
|-------------------|-----------|-----------|--------|
| | | 支出済額 | 執行率(%) |
| 国民健康保険 | 78億4597万円 | 71億8613万円 | 91.6 |
| | | 74億1215万円 | 94.5 |
| 後期高齢者医療 | 5億 53万円 | 5億 63万円 | 100.0 |
| | | 4億7509万円 | 94.9 |
| 介護保険 | 33億2996万円 | 30億7147万円 | 92.2 |
| | | 27億4491万円 | 82.4 |
| 一本松土地 区画整理事業 | 2億2882万円 | 2億 720万円 | 90.6 |
| | | 1億6945万円 | 74.1 |
| 若葉駅西口土地 区画整理事業 | 3億8345万円 | 3億 242万円 | 78.9 |
| | | 2億9601万円 | 77.2 |

児童手当「現況届」のお知らせ

児童手当を受給している方は、6月中に現況届の提出が必要となります。

この届は平成26年分の所得および6月1日現在の世帯の状況を確認し、6月以降引き続き手当を受けられるかどうかを審査するためのものです。提出しないと6月以降の手当を受けられなくなりますので、必ず手続きをしてください。なお、現況届は、6月上旬に児童手当受給中の方へ郵送します。

提出書類

全員の方

- ①児童手当現況届(全受給者)
- ②受給者の健康保険被保険者証のコピー

平成27年1月1日現在、鶴ヶ島市に住所がなかった受給者

・平成27年度児童手当用所得証明書(所得証明には、扶養人数・各種控除が記載されたものをご用意ください。平成27年1月1日現在、住民登録していた市(区)役所および町村役場より取り寄せる必要があります)

単身赴任などで受給者が本市に居住し、児童と別居している場合

- ①監護・生計関係同一申立書(こども支援課にあります)

②児童の属する世帯全員の住民票の写し

受付期間 6月8日(月)～30日(火)

受付時間

月～金曜日/8時30分～17時15分

土曜日/8時30分～12時

受付場所 こども支援課

※郵送による提出もできます。同封の返信用封筒(切手不要)で6月26日(金)までに投函してください。

| 扶養親族などの数 | 所得制限限度額表 (平成26年分) |
|----------|----------------------|
| 0人 | 622万円 |
| 1人 | 660万円 |
| 2人 | 698万円 |
| 3人 | 736万円 |
| 4人 | 774万円 |

◆扶養人数は、平成26年分所得申告の際の人数です。

◆扶養親族が5人以上の場合、1人につき38万円ずつ限度額を加算します。

問合先 こども支援課子育て支援担当

戦没者等のご遺族の皆さんへ 特別弔慰金が支給されます

対象 平成27年4月1日において公務扶助料や遺族年金などを受ける方がいない場合の戦没者などの死亡当時のご遺族お一人。原則として**次の順に対象**となります。

- 1 弔慰金受給権者
- 2 子
- 3 戦没者等と戦没当時に生計関係を有していた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
(戦没当時に生計関係を有していなかった方、平成27年4月1日において婚姻により姓が変わっている方、遺族以外の方と養子縁組している方は除かれます)
- 4 3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- 5 1から4以外の三親等内親族で戦没者等の死亡時まで1年以上生計関係を有していた方

支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

請求期間 平成30年4月2日まで

問合先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

平成27年度も 「臨時福祉給付金・ 子育て世帯臨時特例給付金」 が支給されます

問合先 福祉政策課、こども支援課

平成27年度も「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」を支給することとなりました。詳しくは、決まり次第広報つるがしまや市ホームページなどでお知らせします。

臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金を装った“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください

- ・市や厚生労働省などの職員がATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
 - ・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
 - ・市や厚生労働省などの職員が給付金を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- ※ご自宅や職場などに、市や厚生労働省の職員などがかかった怪しい電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、市役所や最寄りの警察署または警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

監査委員の選任について

任期満了により山中基充さんが監査委員を退任し、新たに近藤英基さんが5月8日付けで選任されました。
問合せ先 人事課

鶴ヶ島市議会議員一般選挙の結果

4月26日に行われた鶴ヶ島市議会議員一般選挙(定数18人)の投票率は、42.26%でした。
 選挙結果については、以下のとおりです。

| 候補者名 | 得票数 |
|------------|----------|
| 当 山中 もとみつ | 2104 |
| 当 さいとう 芳久 | 1731 |
| 当 高田 かつひこ | 1601 |
| 当 はせがわ 清 | 1489 |
| 当 小川 シゲル | 1443 |
| 当 大野 ひろ子 | 1392 |
| 当 五伝木 たかゆき | 1301 |
| 当 太田 ただよし | 1296 |
| 当 まつお 孝彦 | 1254 |
| 当 金泉 ふき子 | 1164 |
| 当 いずも 敏太郎 | 1118 |
| 当 高橋 けんじ | 1099 |
| 当 内野 よしひろ | 1058.800 |
| 当 藤原 けんし | 1029 |
| 当 近藤 えいき | 1025 |
| 当 もち田 としあき | 912 |
| 当 うるしばた 和司 | 848 |
| 当 杉田 やすゆき | 760 |
| 当 浜 よしひろ | 263.199 |
| 当 林 じゅん | 200 |
| 当 くの 昭紀 | 107 |

※同一の名の候補者が2人おり、その名のみを記載した有効票をそれぞれの候補者の得票数の割合に応じて配分しているため、得票数に小数点以下の端数がついています。

問合せ先 選挙管理委員会

権利の侵害抑止、防止のため

本人通知制度をご活用ください

問合せ先 市民課戸籍担当

「本人通知制度」は、事前に登録することで、登録した方の住民票の写し(本籍地記載)、戸籍の証明などを、代理人や第三者に交付したことを登録者本人にお知らせする制度です。
 住民票の写しなどが第三者に交付されたことを早期に知ることででき、不正請求や不正取得による個人の権利の侵害抑止、防止に役立ちます。

また、本人通知制度が周知されることで、委任状の偽造や必要な身元調査などの未然防止につながります。

登録できる方 市に住民登録または本籍のある方(住民票の除票や除籍などのある方を含みます)

通知対象となる証明書
 ・住民票(除票を含む)の写し(本籍が記載されたものに限る)
 ・住民票記載事項証明書(本籍が記載されたものに限る)
 ・戸籍附票(除附票を含む)の写し

一度登録すれば終了期限はありません。ただし、住所・氏名・本籍などに変更があった場合は、登録事項の変更手続きをお願いします。

登録に必要なもの
 ①申請書(ホームページからダウンロードできます)②本人確認書類(住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険証など)

受付場所 市民課、若葉駅前出張所(ワカバウォーク内)

法定代理人が行う場合
 ①、②および法定代理人である

通知内容 交付年月日、交付した証明書の種類、通数、請求者の種別(代理人または第三者の別)

※証明書を取得した個人の情報は通知されません。

第三者へ住民票の写しなどを交付したことに關する申請内容については、鶴ヶ島市個人情報保護条例の規定に基づき、本人は開示請求をすることができません。ただし、同条例第17条の各号に該当することにより、開示できない情報が含まれることがあります。

6月1日から、駐車監視員の放置駐車違反取締りがイドラインが変更されます

◎坂戸駅周辺の取締り重点区域に、脚折町一丁目追加になります。

◎若葉駅周辺の取締り重点区域に、富士見二丁目、四丁目、五丁目と若葉駅西口タクシープール内が追加になります。

◎従来、取締り重点区域であった鶴ヶ島駅前通りが、取締り重点区域から解除となります。

※最重点・重点区域以外の場所も、駐車監視員による放置駐車違反取締り活動は実施されます。

問合せ先 西入間警察署(☎049・284・0110)

あなたのそばに民生委員・児童委員

民生委員・児童委員の訪問活動に

ご協力ください

問合先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

民生委員・児童委員とは

民生委員法により、地域福祉の推進役として活動する無報酬のボランティアで厚生労働大臣の委嘱を受けた県の非常勤特別職の地方公務員です。また、民生委員は、児童福祉法により児童委員を兼ねることが定められており、一般的には『民生委員・児童委員』『民生児童委員』と呼ばれています。

また、民生委員・児童委員のなかに児童問題を専門に担当する『主任児童委員』（本市8人）がいます。

民生委員・児童委員の役割

担当区域内の方が抱える問題についての「相談相手」となり、相談内容に応じて適切な支援が受けられるよう、行政や専門機関へ働きかける「パイプ役」として日々、活動しています。

民生委員・児童委員は、民生委員法により秘密を守ることが義務付けられていますので、心配事や困り事などがある場合に

は、安心してご相談ください。

また、交通事故防止、悪質商法や振り込め詐欺による被害防止を呼びかけるための声かけ運動も行っています。

訪問活動にご協力を

民生委員・児童委員は、ひとり暮らしの高齢者などの見守りや担当区域内の実情・課題を把握するため、年間を通じて訪問活動を実施しております。特に毎年6月は訪問活動月間と定めていますので、期間中、皆さんのお宅を訪問して世帯構成や緊急時の連絡先などをお聞きする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。



国民健康保険契約保養所をご利用ください

問合先 保険年金課国民健康保険担当

国民健康保険では、市民の健康保持増進を目的に、ホテル、旅館などの契約保養施設の利用者に助成をしています。

助成金額

1泊につき大人2000円、子ども(小学生以下)1000円

補助利用限度

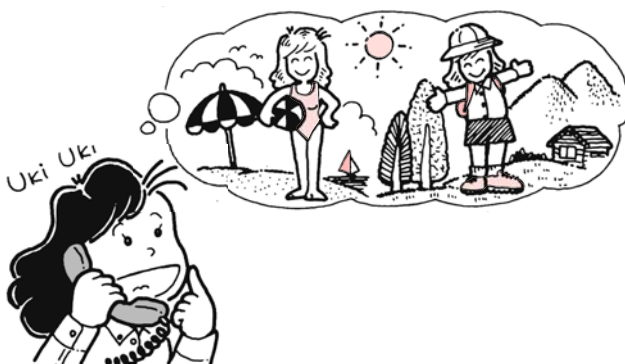
年度内1人1泊

利用方法

- ①契約保養所へ「鶴ヶ島市国民健康保険保養所の申し込み」と予約する。
- ②利用代表者が認印を持参し、保険年金課の窓口で保養所利用申し込み(施設名、宿泊日、利用者氏名、住所、年齢などの記入)を行う。
- ③交付を受けた「保養施設宿泊利用券及び助成券(承認書)」を利用当日施設に提出する。

④利用料金(助成券などに記載された市負担金を控除した金額)を施設に支払う。

平成27年度保養施設一覧表は、保険年金課の窓口に掲載として設置しています。また、市ホームページにも掲載しています。



つるがしま文芸

つるがしま文芸では、俳句と短歌の作品を募集します。作品は季題の解説や撰者のコメントとあわせて、市ホームページなどで公表します。

応募要領

- はがきか封書で、作品(作品は1人3作まで。俳句は季題を使つ、氏名(ふりがな、俳号などで応募の方も本名を記入)、住所、電話番号を記入し、市政情報課広報広聴担当へ。
- 短歌または俳句のどちらか一方を応募してください。
- 応募作品には撰者の加筆がある場合があります。

今回の季節

名月、木犀の花

名月

「十五夜・満月・望月・望の夜・今日の月・月今宵・三五の月・芋名月」

木犀の花

「木犀・金木犀・銀木犀・薄黄木犀・桂の花・木犀の香・木犀匂」

締切日 7月24日(金)

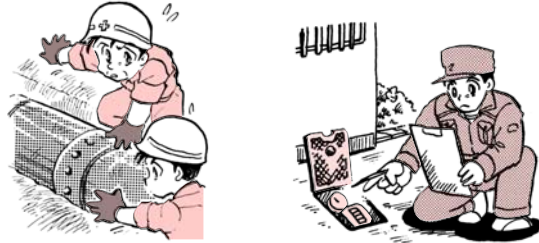
問合先 市政情報課広報広聴担当





坂戸、鶴ヶ島水道企業団からのお知らせ

坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員を募集します



職種 技術職(土木、電気、機械)

採用予定人数 3人程度

対象

①学校教育法による大学を卒業または、平成28年3月までに卒業見込みで、昭和62年4月2日以降に生まれた方

②学校教育法による短期大学(専修学校を含む)を卒業または平成28年3月までに卒業見込みで、平成元年4月2日以降に生まれた方

※土木は、土木の課程を履修した方

※電気は、電気の課程を履修した方または、第三種以上の電気主任技術者の資格を有する方

※機械は、機械の課程を履修した方

第一次試験日 7月26日(日)

受付期間 6月8日(月)～19日(金) 8時30分～17時15分(土・日曜日を除く)

※申込方法など詳細は、庶務課庶務担当で配布している募集案内をご覧ください。

問合せ先 庶務課庶務担当(☎049・283・1957)

水源わくわくセミナー参加者募集

対象 小学生と保護者

日時 8月4日(火)～5日(水)(1泊2日)

場所 群馬県長野原町

※熊谷駅か川越駅集合(バスで移動)

参加費 1人6000円

内容 サッカー教室、ダム建設予定地見学

申込み 6月19日(金)(必着)までに、ホームページまたは、往復はがき(行事名、住所、氏名、電話番号、子どもと学年、希望の集合場所を明記)で埼玉県庁土地水政策課

※多数応募の場合は抽選。(ただし、過去に参加したことがない方を優先)

埼玉県庁土地水政策課ホームページ
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0108/jokaryu-koryu/>

問合せ先 埼玉県庁土地水政策課
(☎048・830・2189)



漏水調査および配水本管洗浄作業にご協力ください

水道企業団では、水道管の水漏れを発見するために、道路上やお客さま宅地内(メーター・止水栓付近)で、漏水の有無を確認します。今年度の対象区域は、鶴ヶ島市全域です。

また、配水本管洗浄作業の対象区域は、町屋・中新田・新町・高倉・上新田・下新田の一部です。

ご協力をお願いします。

なお、調査員(委託会社)は水道企業団が発行する身分証明書を携帯しています。

問合せ先 施設課維持担当
(☎049・285・8178)



水道メーターの交換にご協力ください

水道水の適正な使用量を測定するため、計量法に基づき水道メーターの交換を行います。

該当する方には、はがきで通知しますので、メーターボックス内やメーターが入っているパイプシャフト内を清掃し、作業しやすいようにご協力をお願いします。

実施予定期間 5月～12月

施工業者 第一環境(株)

問合せ先 給水課業務担当

(☎049・283・1953)

第57回水道週間(6月1日～6月7日)

スローガン

「カラカラで 蛇口に飛び込む 僕の口」

水の大切さや水道水の使い方を考え、節水に心がけましょう。

問合せ先 庶務課庶務担当(☎049・283・1957)

